

議案第 6 0 号

北本市印鑑条例の一部改正について

北本市印鑑条例の一部を次のように改正する。

令和 7 年 8 月 2 6 日 提出

北本市長 三 宮 幸 雄

北本市印鑑条例の一部を改正する条例

北本市印鑑条例（昭和 5 1 年条例第 2 1 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項中第 5 号を削り、第 6 号を第 5 号とし、第 7 号を第 6 号とする。

第 1 1 条第 1 項中第 3 号を削り、第 4 号を第 3 号とする。

附 則

- 1 この条例は、令和 7 年 1 1 月 2 5 日から施行する。
- 2 改正後の第 6 条第 1 項及び第 1 1 条第 1 項の規定は、この条例の施行の日以後に行う印鑑の登録又は印鑑登録証明書の交付から適用し、同日前に行った印鑑の登録又は印鑑登録証明書の交付については、なお従前の例による。